令和８年（フ）第５２７号
静岡市葵区田町５丁目25番地の14、旧住所静岡県藤枝市大西町１丁目11番地の28
債務者　中村　敬彦
１　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８１号
三重県津市白塚町5383番地１　メゾン山中103号室
債務者　狩野　　広
１　決定年月日時　令和８年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２３０号
三重県津市川方町496番地５　清水アパート
債務者　椛島　敏秋
１　決定年月日時　令和８年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１４６号
滋賀県東近江市大沢町577番地
債務者　外池　祐貴
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１１６号
鳥取県鳥取市立川町６丁目169　県営住宅緑町第二団地　55－６棟　６－203号、住民票上の住所鳥取県鳥取市南栄町36番地　ビレッジハウス津ノ井２－103号、旧住所鳥取県鳥取市国府町分上１丁目122番地１　ハイツオーク207号
債務者　岩成　　皐
１　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５４号
鳥取県日野郡日野町高尾216番地８
債務者　川上　哲治
１　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第５４９号
岡山市北区春日町６番５号　角南春日フォートレス303、旧住所岡山市南区新保1609番地13
債務者　三宅　有紀
１　決定年月日時　令和８年９月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５７０号
岡山県玉野市八浜町大崎1903番地　ビレッジハウス八浜２号棟　307号室、旧住所岡山県玉野市長尾586番地　サマックスアベニュー103号室
債務者　秋守　爽佳
１　決定年月日時　令和８年９月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９９号
広島県福山市東手城町一丁目34番16号
債務者　和田るみ子
１　決定年月日時　令和８年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第５２号
広島県庄原市東城町粟田718番地３
債務者　小林　一恵
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第５５号
福岡県みやま市瀬高町松田800番地１　パストラルハイムみやまＥ棟201号室、前住所福岡市東区美和台５丁目１番22－105号　ハイカムール　メイプル
債務者　大嶋　若葉
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第５８号
福岡県八女郡広川町大字広川1255－６　ビレッジハウス２棟107、住民票上の住所福岡県筑後市大字前津875番地４　ユノソハイツＡ棟１号室
債務者　古賀　　幹
１　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第４５０号
大分市竹下２丁目８番10－１号　Ｒ－47番館207
債務者　椎原　優希
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第９０号
大分県豊後高田市新地1632番地１
債務者　吉田ひとみ
１　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第３６９号
宮崎市大字内海3476番地１
債務者　石田　久利
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３７５号
宮崎市大字恒久5567番地　野崎病院内、住民票上の住所宮崎市大字恒久5627番地１　コーポウィステリア弐番館305号
債務者　中津　浩志郎
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
宮崎地方裁判所破産係